

奈井江町定住促進民間賃貸住宅等家賃助成金交付要領

平成 27 年 3 月 31 日規程第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、定住促進対策として奈井江町内の民間賃貸住宅に居住する若年・子育て世帯に対し家賃の一部を助成することにより居住経費の負担を軽減し、町内への定住の促進を図るため、家賃助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 公営住宅、特定公共賃貸住宅等の公的賃貸住宅又は社宅、官舎、社員寮以外の一戸建て住宅又は共同住宅で、賃貸人との賃貸契約により賃借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、当該住宅の所有者が 3 親等以内の親族は除く。
- (2) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場料金等を除く。）をいう。
- (3) 若年世帯 主に収入のある者が 35 歳以下の世帯。
- (4) 子育て世帯 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子どもを養育する夫婦又は親子の世帯。

(助成金制度)

第 3 条 町長は、町内の民間賃貸住宅に入居する若年世帯または子育て世帯に対し、定住促進民間賃貸住宅家賃助成金（以下「家賃助成金」という。）を交付する。

(助成対象者)

第 4 条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、民間賃貸住宅の契約者で、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 世帯全員が本町に住所を有する者であること。
- (2) 町内の民間賃貸住宅に入居している者であること。
- (3) 世帯全員が市町村民税等、市町村に納付すべき公共料金を滞納していないこと。
- (4) 生活保護法による保護を受けていない世帯であること。
- (5) 主に収入のある者が奈井江町職員以外の者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 5 号に規定する暴力団の構成員でない者
 - (1) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者

(交付期間、助成金の額等)

第5条 助成金の交付期間は、居住した月より5年間助成金の交付を受けることができる。

2 助成金の額は、契約家賃月額に次の各号に掲げる世帯の区分に応じ月額1万円を限度として交付(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)する。

(1) 若年世帯で単身者の場合は、家賃額の10%

(2) 若年夫婦世帯又は子育て世帯の場合は、家賃額の20%

3 助成金の交付の上限は、60月分までとする。ただし、若年世帯で単身者の世帯主にあつて婚姻により若年夫婦世帯の要件を満たした場合は、要件を満たした月より60月延長する。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年度、奈井江町定住促進民間賃貸住宅家賃助成金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、申請が2回目以降であるときは、書類の添付を省略することができる。

(1) 住宅の賃貸契約書の写し

(2) 誓約書兼同意書(別記様式第2号)

(3) 転入者の場合は世帯全員の所得証明書、納税証明書

(4) その他町長が必要と認めるもの

(助成金の決定)

第7条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を決定するものとする。(別記様式第3号)

2 町長は、助成金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者(以下「受給者」という。)は、賃貸契約に従い所定の家賃等を支払い、奈井江町定住促進民間賃貸住宅家賃助成金支払請求書(別記様式第4号)にその領収書の写し又はそれに代わるものを添えて、町長に助成金の支給を請求しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 助成金は、毎年度請求するものとし、原則として対象月(12月以内)分を年1回交付するものとする。

2 町長は、前条の規定に基づく申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、前項に規定する月の翌々月末日までに交付するものとする。

(届出の義務)

第10条 受給者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(状況の調査)

第 11 条 町長は、必要があると認めたときは、交付対象者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(交付資格の喪失)

第 12 条 町長は、受給者が民間賃貸住宅を退去し、若しくは契約の解除をしたとき又は第 4 条各号に掲げる者に該当しなくなったときは、その月以降の助成金は交付しないものとする。

(助成金の取り消し)

第 13 条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

(助成金の返還)

第 14 条 町長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されていたときは、返還を命ずることができる。

- 2 町長は、前項の規定により助成金の返還請求をするときは、奈井江町定住促進民間賃貸住宅家賃助成金返還命令通知書（別記様式第 5 号）により行う。
- 3 前項の規定により、助成金の返還の通知を受けたものは、受理した日から 90 日以内に助成金を返還しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(規程の失効に伴う経過措置)

- 2 この規程は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、最初の申請から 5 年に満たない者については、失効後もなお、その効力を有するものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。